

入札監理小委員会における審議の結果報告

自動車検査独立行政法人 自動車検査機器の 保守管理業務

自動車検査独立行政法人（以下「検査法人」という。）の自動車検査機器の保守管理業務について、民間競争入札を実施するものとし、平成 21 年度から落札者による事業を実施する旨、公共サービス改革基本方針別表に定められている。

これに基づいて検査法人から提出された実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 対象事業の範囲等（実施要項 2 ～ 4 頁）

【論点】

入札参加者の確保が可能な仕組み・内容となっているか。

- ・ 当該検査機器製造メーカー又は同メーカーの系列会社以外の事業者が、当該検査機器の保守管理を行うことは可能か。
- ・ 入札参加者確保のために、どのような工夫をしているか。

【対応】

検査法人からは下記の説明があった。

自動車検査機器の業界団体より、「部品の供給や技術情報の提供は可能」との回答を得ている。そのため、入札参加者がいないということはないと考えている。

入札参加者が増加するよう、積極的に入札の周知を行っていきたい。

また、事務局において実施した民間事業者ヒアリングの結果からも、入札参加者が検査機器製造メーカー又は同メーカーの系列会社のみ限定されるということはないと考えられた。

そのため、入札参加者の確保は可能であると判断した。

2 . サービスの質（実施要項 4 ～ 5 頁）

【論点】

サービスの質の指標として「検査コースの閉鎖時間」を用いることに問題はないか。

【対応】

本業務の目的は自動車の審査の適正かつ安全な実施を図るための自動車検査機器の適正な維持・管理であり、成果指標として問題はないと判断した。

3 . 委託費の支払い等（実施要項 5 頁）

【論点】

報酬の減額措置が設定されていないが問題はないか。

【対応】

契約期間が2年間と短いこと、入札参加者の企業規模等を踏まえ、減額措置を設けた場合、企業の入札参加意欲が減少してしまうと判断し、今回は減額措置を設定しないこととした。

4 . 情報開示（実施要項別紙）

【論点】

従来の委託費と対応する作業量が開示されているか。

【対応】

作業別の経費が作業量と共に開示されていることを確認した。

以 上